

## 令和3年度山形県介護サービス事業所・施設における 感染防止対策支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、介護サービス事業所・施設が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援することを目的として、令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和3年4月8日老発 0408 第1号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、山形県内に所在する国実施要綱3の（3）アに定める介護サービス事業所・施設の運営法人が、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を継続的に行うために衛生用品等を購入する事業とする。

### (対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の補助対象事業のうち、次の各号に掲げる衛生用品及び備品の令和3年10月1日から令和3年12月31日までの購入経費であって、知事が必要かつ相当と認める経費とする。

- (1) マスク
- (2) 手袋
- (3) 消毒液（アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム水溶液及び次亜塩素酸水（空間噴霧の用途以外））
- (4) ガウン
- (5) ゴーグル
- (6) フェイスシールド
- (7) キャップ
- (8) パーテーション
- (9) パルスオキシメーター

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号の順により算定された額とする。

- (1) 国実施要綱の別添4に定める基準単価と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金及びその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付する。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする事業者は、令和4年1月31日までに、令和3年度山形県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（別記様式第2号）
- (2) 事業所・施設別個票（別記様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付決定及び額の確定又は不交付の決定を行い、当該事業の申請者（以下「補助事業者」という。）に通知する。

(交付決定の取消し)

第7条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

(帳簿の備付等)

第9条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(財産の管理)

第10条 事業により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器

具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、規則第 22 条に規定する知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

2 知事は、承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行し、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

(別記様式第1号)

令和3年度山形県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金  
交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		
	法人名		
	所在地	(郵便番号 - )	
	連絡先	電話番号	E-mail
	代表者の職・氏名	職名	氏名
	申請に関する担当者	職名	氏名

補助金口座情報	金融機関名		支店名	
	預金種目		口座番号	
	口座名義(半角カタカナ) ※通帳記載のカナ名義を転記			

添付書類(確認欄に☑を入れてください)

- (別記様式第2号)事業所・施設別申請額一覧
- (別記様式第3号)事業所・施設別個票
- 申請金額を確認できる書類(領収証等の写し)
- 振込口座情報が確認できる通帳の写し

※金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義(半角カタカナ)が確認できること。

## 申請内容

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金		事業所・施設数	申請額	
通所系	1	通所介護事業所（通常規模型）	0 か所	0 円
	2	通所介護事業所（大規模型（Ⅰ））	0 か所	0 円
	3	通所介護事業所（大規模型（Ⅱ））	0 か所	0 円
	4	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	0 か所	0 円
	5	認知症対応型通所介護事業所	0 か所	0 円
	6	通所リハビリテーション事業所（通常規模型）	0 か所	0 円
	7	通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅰ））	0 か所	0 円
	8	通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅱ））	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円	
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所	0 か所	0 円
		短期入所療養介護事業所		
	10	（定員20人以下）	0 か所	0 円
	11	（定員21人以上）	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円	
訪問系		訪問介護事業所		
	12	（訪問回数1, 200回以下）	0 か所	0 円
	13	（訪問回数1, 201回以上2, 000回以下）	0 か所	0 円
	14	（訪問回数2, 001回以上）	0 か所	0 円
	15	訪問入浴介護事業所	0 か所	0 円
	16	訪問看護事業所	0 か所	0 円
	17	訪問リハビリテーション事業所	0 か所	0 円
	18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	0 か所	0 円
	19	夜間対応型訪問介護事業所	0 か所	0 円
	20	居宅介護支援事業所	0 か所	0 円
	21	居宅療養管理指導事業所	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円	
多機能型	22	小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 円
	23	看護小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円	

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金		事業所・施設数	申請額
入所施設・居住系	介護老人福祉施設		
	24 (定員39人以下)	0 か所	0 円
	25 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	26 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	27 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円
	28 (定員90人以上)	0 か所	0 円
	地域密着型介護老人福祉施設		
	29 (定員19人以下)	0 か所	0 円
	30 (定員20人以上)	0 か所	0 円
	介護老人保健施設		
	31 (定員39人以下)	0 か所	0 円
	32 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	33 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	34 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円
	35 (定員90人以上)	0 か所	0 円
	介護医療院		
	36 (定員29人以下)	0 か所	0 円
	37 (定員30人以上39人以下)	0 か所	0 円
	38 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	39 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	40 (定員70人以上)	0 か所	0 円
	介護療養型医療施設		
	41 (定員29人以下)	0 か所	0 円
	42 (定員30人以上39人以下)	0 か所	0 円
	43 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	44 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	45 (定員70人以上)	0 か所	0 円
	認知症対応型共同生活介護事業所		
	46 (定員14人以下)	0 か所	0 円
	47 (定員15人以上)	0 か所	0 円
特定施設入居者生活介護			
48 (定員19人以下)	0 か所	0 円	
49 (定員20人以上39人以下)	0 か所	0 円	
50 (定員40人以上59人以下)	0 か所	0 円	
51 (定員60人以上69人以下)	0 か所	0 円	
52 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円	
53 (定員90人以上99人以下)	0 か所	0 円	
54 (定員100人以上)	0 か所	0 円	
地域密着型特定施設入居者生活介護			
55 (定員19人以下)	0 か所	0 円	
56 (定員20人以上)	0 か所	0 円	
小 計		0 か所	0 円
合 計		0 か所	0 円

(別記様式第2号) 事業所・施設別申請額一覧

(単位:円)

No.	事業所・施設名	介護保険 事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	基準単価	所要額	申請額
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
							合計	

(別記様式第3号) 事業所・施設別個票

事業所・施設の状況	事業所・施設の名称			介護保険事業所番号
	サービス種別		定員	人 訪問回数 回
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 - )		
	連絡先	電話番号		E-mail
	管理者の氏名			

<積算内訳>

基準単価	円	所要額	円
------	---	-----	---

品目	所要額(円)	数量等
衛生用品	マスク	
	手袋	
	消毒液 ※	
	ガウン	
	ゴーグル	
	フェイスシールド	
	キャップ	
備品	パーテーション	
	パルスオキシメーター	
合計	0	

※アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム水溶液及び次亜塩素酸散水(空間噴霧の用途以外)のみ

誓約事項 (プルダウンで○を選択しない場合、申請できません)

	以下に掲げる事業所・施設について、厚生労働省が実施する令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受けていない。又は、以下に掲げる事業所・施設ではない。 ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所 ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所 ・訪問看護事業所 ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所 ・居宅療養管理指導事業所 ・介護療養型医療施設
	この補助金で申請した経費について、重複して他の補助金等の交付を受けていない。
	この補助金に係る収入及び支出等に係る証拠書類を適切に整備保管する。
	サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。

(別記様式第4号)

令和 年 月 日

山形県知事

殿

(法人名)  
(役職・代表者名)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和3年度山形県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）第15条の規定による確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金返還相当額）

金 \_\_\_\_\_ 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料）を添付する。